

新型コロナウイルス感染拡大予防のための協力をお願い

(令和2年11月30日版)

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、三つの密のリスクが比較的高いと考えられるホール・練習室の利用において、全ての利用者の皆様（催物主催者・公演関係者・来場者、練習利用者）が、相互に感染回避に取り組むことが求められています。

当館でも、皆様の安全を確保しながら、文化活動の再開に寄与していくため、感染に対する最大限の対策を講じたいと存じます。

以下、感染症対策として、皆様にも留意していただきたい事項をまとめました。何卒ご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

なお、この協力をお願いは、「新型コロナウイルス感染拡大予防のための協力をお願い」(令和2年6月25日付、10月17日改定)を改定したものです。

全ての利用者の皆様に協力をお願いする〔基本的な感染防止策〕

- ・ マスクの原則常時着用
(着用が困難な場合、タオルやハンカチで鼻・口を覆うなど代替策を講じてください。)
- ・ 入館時の手指消毒。手指の消毒や手洗いの徹底。
(破損の恐れがあるため、ピアノや貸出楽器の消毒はお控えください。)
- ・ 大声を出さないこと、会話の抑制、咳エチケット
- ・ 相互の社会的距離の確保（最低1m）。対面を避けること。
- ・ 換気の励行
(当館は法令により高機能の空調設備設置が義務付けられており、強制的な機械換気を常時行っていますが、必要に応じて窓や扉の開放等により自然換気を図ってください。)
- ・ 飲食の制限
(感染防止策をとったエリア以外での飲食の制限、対面での会話や発声控え。)
- ・ 厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用
- ・ 来館前検温を行い、発熱（37.5℃または平熱より0.5℃以上高い熱）や下記の症状等がある場合には来館を控える。
□咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
□過去2週間以内にPCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
□過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

催物主催者へ協力を求める具体的な感染防止策

催物主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の〔基本的な感染防止策〕を踏まえるとともに、対策の必要性が施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。

①事前調整

- ・ 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と会館側及び催物主催者側の役割分担を調整してください。（事前打合せをお願いします。その際に別紙1の「催物開催時の感染症対策チェックリスト」をご提出ください。）
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をしてください。
- ・ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて**設置者（新潟市）**も交えて確認をしてください。

②客席の配席（収容率）

- ・ 来場者の配席については、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。（指定席にするなどを検討）
- ・ 「来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演」（詳細別紙2）については、必要となる感染防止対策（別紙3「11月30日版」）を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率100%以内）とすることが可能です。（当面、令和3年2月末まで／別紙3は必ず事前に提出してください。）*最前列席については下段記述参照。
- ・ 上記以外の公演については、マスク着用と発声の抑制の周知、及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内としてください。
（異なるグループ間では座席を1席空けますが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要です。その場合収容率が50%を超えることもあります。）
- ・ 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- ・ 隣同士の配席とする際には、座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・ 客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることにし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。それが困難な場合には、**距離を置くこと**と同等の効果を有する措置を講じてください。（音楽文化会館 ホールでは、1列目4番～8番、21番～26番の11席が舞台前から2m未満となります。）

③公演関係者に関する感染防止策

〈舞台上での配置について〉

発声や演奏に伴い飛沫が発生する場合について、その向きや距離を意識していれば、必ずしもマスクを着用しなければならないものではありません。飛沫が発生する合唱（カラオケを含む）や吹奏楽、演劇等については、以下の点に十分に配慮して、実施してください。

- ・対面での発声や演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行ってください。
- ・やむを得ず列を複数つくる場合、飛沫が飛び散る方向に2mの距離を確保してください。
- ・対面する指導者や指揮者との距離は2m確保してください。
- ・演奏時、横の位置関係については、総合的な対策をとった上で従来通りの間隔も可能です。

- ・催物主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・楽屋は密にならないように定員を調整するとともに換気を励行ください。
- ・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を十分に講じてください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- ・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。

④来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。
- ・催物主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
(当館で非接触式体温計の貸し出しも行っています。)
- ・入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1m）の間隔を保持して下さい。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- ・来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。
(当館で来場者連絡票を用意することもできます。事前にお申し出ください。この他、鉛筆・鉛筆立て・使用済み鉛筆入れ・連絡票ボックスのセットの貸し出しもします。)
また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないように「マナーモード」設定を推奨します。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等について事前に対応を検討してください。

- ・交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止について注意喚起してください。

⑤会場内での感染防止策〔接触感染防止策〕

- ・催物主催者は、必要に応じ、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。（破損の恐れがあるため、ピアノや貸出楽器の消毒はお控えください。）
- ・出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。（音楽文化会館では、最低限の手指消毒液を設置しています：1F 入口、2F 入口、3F ロビー、ホール下手舞台袖）
- ・物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）等を検討してください。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避けてください。避けられない場合には手袋の着用を徹底してください。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えるよう周知してください。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください

⑥会場内での感染防止策〔飛沫感染防止策〕

公演の内容等によりますが、原則的には来場者は公演中、一方向を向き会話等が想定されないことから、公演中もマスク着用を徹底することにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時に密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行ってください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求め、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は控えてください。
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低1m）を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。（音楽文化会館では卓上用ビニールカーテンを2台用意しています。）

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・客席内ではマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ・休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。

- ・休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促してください。
- ・会場（ホール等）内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので、控えるよう周知してください。

⑦その他、物販等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。現金の受け渡しする場合には、トレイを使用してください。
- ・物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用ください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

⑧感染者が発生した場合への備え

- ・催物主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに当館の職員に連絡し、対応を協議してください。（音楽文化会館では、一時的に隔離を行う別室に誘導します。）
- ・催物主催者は公演関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は、適切に廃棄してください。
- ・発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- ・従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定めてください。また、同様に感染者発生の際の対応についても公表や公演実施の基準等を定めてください。

《練習室での催物の場合》

入場及び客席については、下記へのご協力もお願いします。

- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施してください。
（練習室の入場者数には公演関係者も含まれます。）
- ・収容率100%でご利用される場合、客席の配置図を事前に提出してください。

音楽文化会館では以下の感染防止対策を行っています。

- ①〔基本的な感染防止策〕について、事前の周知
- ②会館業務従事者に関する感染防止策の徹底
- ③接触感染防止策
 - ・不特定多数が触れやすい場所を、利用者入れ替え毎に消毒
 - ・施設の出入口と共用部分の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置（1F 入口、2F 入口、3F ロビー、ホール舞台袖）
- ④飛沫感染防止策
 - ・マスク着用を掲示等で周知。着用していない場合には個別に注意
 - ・施設内では十分な間隔（1m）を空けた整列を促すよう掲示等
- ⑤マイクロ飛沫感染防止策…換気機能を十全に運用・発揮して防止を図る
- ⑥対策備品の用意…必要に応じ貸し出します。事前にお申し出ください。
 - ・非接触体温計（ハンディタイプ）
 - ・卓上用ビニールカーテン2台（高さ81.5cm×幅91cm×奥行き（足の部分）39cm）
 - ・移動用飛沫防止シート（高さ180cm×幅90cm） ※ホールは3本まで貸出
 - ・来場者用連絡票セット2組（鉛筆、鉛筆立て、使用済み鉛筆入れ、連絡票ボックス）
 - ・来場者連絡票（主催者名を入れて作成します。）
- ⑦その他
 - ・受託チケット チケットを預かり販売する際に購入者の氏名と緊急連絡先を控える。必要に応じ、主催者ならびに保健所等の公的機関へ情報提供と、その事前告知。
- ⑧感染者が発生した場合への備え
 - ・保健所との連絡体制
 - ・体調不良者への対応を事前に検討。隔離室や備品を準備。
 - ・会館業務従事者・公演関係者への感染が疑われる場合の対応を事前に検討。

なお、本「協力のお願い」の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見などを踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものといたします。また再度、感染の拡大などが認められた場合には、厳しい行動変容の要請などを行う場合があります。

また、本「協力のお願い」は、以下を基に作成しました。

- ・「新潟県におけるイベントの開催制限について」
新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月20日）
- ・「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長（令和2年11月12日）
- ・「新潟市 文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
新潟市・アーツカウンシル新潟（令和2年9月25日改訂）
- ・「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」
公益社団法人全国公立文化施設協会（令和2年9月18日付）

新潟市音楽文化会館 TEL025-224-5811 onbun@niigata.email.ne.jp